

1 議事日程(第3号)

(令和6年第5回久山町議会12月定例会)

令和6年12月9日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告  
・産業建設常任委員会調査報告
- 日程第2 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (6久山町専決第4号)
- 日程第3 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (6久山町専決第5号)
- 日程第4 議案第42号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (6久山町条例第15号)
- 日程第6 議案第44号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (6久山町条例第16号)
- 日程第7 議案第45号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (6久山町条例第17号)
- 日程第8 議案第46号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (6久山町条例第18号)
- 日程第9 議案第47号 備品購入契約の締結について
- 日程第10 議案第48号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第49号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第50号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第51号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第52号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第53号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第54号 久山町副町長の選任同意について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松 裕

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

8番 荒巻 時雄

9番 佐伯 勝宣

10番 只松 秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番 久芳 正司

3番 阿部 哲

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯 久雄

総務課長 久芳 浩二

経営デザイン課長 小森 政彦

税務課長 川上 克彦

町民生活課長 井上 英貴

健康課長 亀井 玲子

福祉課長 稲永 みき

都市整備課長 大嶋 昌広

産業振興課長 阿部 桂介

会計管理者 横山 正利

教育課長 江上 智恵

上下水道課長 平尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原 正継

議会事務局書記 淀川 裕和

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第1、諸般の報告を行います。

産業建設常任委員会の委員会調査報告を求めます。

阿部哲委員長。

○3番（阿部 哲君） 産業建設常任委員会調査報告を行います。

本委員会に付託された調査事件について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1件目、調査内容、公共交通の在り方について。調査報告、これからの人口減少、高齢化社会を迎えるに当たり、公共交通における自治体の役割や交通政策とまちづくりの連携、交通事業者、住民との関係性、交通ネットワークの再構築など多岐にわたる項目について調査することとしたものである。

調査結果、西鉄バスが久山町への乗り入れがトリアスまでとなり、JR篠栗駅を久山町の玄関的交通拠点とし、イコバスにより幹線路線、猪野上久原路線が便数も増え、定着してきており、おおむね公共交通が整備されてきた。本町のコミュニティバス全体の昨年度の利用者数は年間約19万4,000人で、令和4年度の1.2倍に増加しており、特に幹線の利用者が18万人と前年度に比べ大きく増加している。また、町内循環については、約1万4,000人と一定の需要があり、コミュニティバスとして十分な利用者数となっている。また、令和6年度には、交通空白地への対策としてタクシーチケットの配布を行い、町独自で対策に取り組んでいる。

今後は自動車運転免許返納者や学生等の交通体系も考え、誰もが安心して外出できるように、公共交通やライドシェア、デマンド交通についても柔軟に考えていただき、よりよい公共交通の在り方について比較検討を続けていただきたい。

次に、調査内容、フォレストロード整備事業について。調査目的、フォレストロードの整備内容、進捗状況に関して調査するものである。

調査結果、フォレストロード整備事業について注視し続けることで、進捗状況を把握

し、数十年かかった懸案事項などを共有しながら、委員会として、令和6年度中には工事そのものの完了を確認することができた。C&Cセンターや温泉施設を巻き込みながら、自然と調和したフォレストロードとして活用していただきたい。さらに、フォレストロードが町内外を問わず多くの方々に利用していただけるよう周知の方法について工夫していただくとともに、親しみある公園として維持してもらうことを期待するものであります。

以上で報告終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第40号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第40号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第41号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第41号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第42号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第42号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第42号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第43号情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成

基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第43号情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第44号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） この議案、大変いい議案で私は当然反対する要素はございません。賛成するつもりでございますが、ちょっと疑問がありますんで3点ほどお答えいただきたいんですが、これまで、一般質問で度々ほかの議員から複数回、子ども医療費18歳までの助成、これあがってきておりました。町長もこれは前向きにお考えにはなっておられるとはいえ、やはり糟屋郡内の町長会、これ相談するということで足並みというのは非常にこれは気にされておりました。そしてやはり、いろいろ事業も町がございまして。そういった中でもやはり配分といいますかそういったものも配慮されてなかなかすぐにはできないだろうというふうな印象を持っておりました。ところが今回12月議会で急展開しました。これ

は一体何があったのかということでもっとその辺の理由を教えてくださいということ、もう1点、全員協議会を開くべきだったんじゃないですかね。というのは、聞きましたら、これは支出が伴います。となったらそれもちょうど理解した上で、これはいいことだなということでも納得したかったんですがその辺はどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 2点でいいですか、3点って言われましたけど。

○9番（佐伯勝宣君） そして3点目、約2,500万円も毎年持ち出しがあるということでございます。財源は、どうなるかと。ほかの政策にしわ寄せとか来ないでしょうか。その点お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、糟屋地区の足並みをそろえるという話で、以前の別の議員さんからご質問があったときも、私はできるだけ前向きに働きをかけていきたいということで、糟屋地区の町長会に働きかけを行って、ある程度皆さんで協議が進みましたので、久山町としてはやっていくということを決めました。

財源につきましてもある程度、当然見通しが立ったという、昨年の決算を踏まえた上で、これはいけるんじゃないかというふうに思っています。

あと全員協議会ということにつきましては、この制度につきましてはもともとの拡充ですから、それにつきましては議案説明会で十分お話をさせていただいてと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 前向きにお考えいただきまして、本当にこれはいいことだなと思います。ただ、糟屋町長会、一方がやるとほかにしわ寄せがよるといようなこと、そういった懸念も心配も若干町長されていたのを覚えております。会議録に残っております。そういった中で、9月議会にそういった答弁をされて12月議会、急な展開だなというのがあります。ですからそういった意味では、私はまず全員協議会でその意思過程、言ってもいいんじゃないかなというふうに思いました。というのは、先ほど言いましたように支出が伴います、毎年2,500万円。当然財政がいいということは理解しております。9月の決算で。しかし、支出を伴うということはこれは小さな金額ではありません。そして、18歳まで、これ無償化、医療助成、喜ぶ方たくさんおられます、若い方。しかし一方で、臆測かもしれませんがお年寄り、私たち福祉の方をもっと力を入れてという方もやっぱり少ないと思います。そういったものも含めて、やっぱりまず議会でちゃんと諮りましたよということをワンクッションおいて、そして支出もこれだけかかりますけれども、しわ寄せはきませんということをやっぱり一つ説明してやった方がいい、といたしますのは今議会、

財政支出についての議案は上がっていません。これ、やるかやらないかの今回の議案だけです。しかし本来、町の支出というのはセットになるはずで、ですからそういった支出がこれぐらいありますよという資料なりも添付して出すのが普通かと思いますが、今回付いてきておりません。私が担当課長に質問して、2,500万円という数字を教えてもらった、そういった流れですが、そこら辺からしてもちょっと首をかしげております。いいことではありますが。だから、全員協議会やった方がよかったんじゃないのかということ、その辺の意思過程、周りの市町村の町長会との足並み。それもちょっといまいち分からない。ほかの町はどうなるかと、どうなのかと、やるのかということも情報ありましたら一緒に教えてください。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず私は必要がないと思ってますし、実際に今回システム改修に伴う費用というのをあげさせていただいています。当然そこで佐伯議員が言われるような話の中で、議会の皆さんがそういうことについてお話を聞きたいということであれば、私は対応していく、それが全員協議会だと思います。

次に糟屋地区の状況ということですが、もう実際に古賀市、そして新宮町は導入してます。福岡市の方はそういうふうになってますんで、私としては、糟屋地区の中で当然議論していく、そういう話でやっていった上での過程で今回やってます。なおかつ物価高騰ということが引き続いてますので、子育て支援ということの観点からも、今早めにやっていくというのは、私の意思であります。それで、実際にそういう形で進めさせていただきます。

佐伯議員が心配されるような高齢者のことについては、当然そういうこともあると思います。そういう面も踏まえた上で、私としては、しっかりやれるということを考えてます。高齢者支援についても他町にない独自の事業をたくさんやっていますので、その分につきまして今後必要な分についてもしっかりと打っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 3回目ですので答弁は返されなくてもいいですが、ちょっといま一つ分からないということだけ申し上げておきます。高齢者の福祉もそうですが、いろんな施策で2,500万円毎年支出するというところで、しわ寄せが来るかもしれない。その分も含めてやはり全員協議会でやっとならぬ方がいんじゃないかなというふうな思いがありました。それだけ最後に申し上げます。

最後にもう一つ、財源説明等、今後の支出の見通し、それは今回の第44号議案とこれはセットでございますので、そのセットがなかったということ、ちょっとそれは、お伝えします。首をかしげておりますが、明示されてません資料で、それはセットでございます。それは以上です。何かありましたらまた。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） はい、議員がおっしゃることは分かりました。ただ、議案説明会で議員がご質問されたんで、それで助かりました。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第44号、久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

これまで去る9月議会でも、子ども医療費助成、高校卒業まで助成をという質問をしてまいりました。本来は、ここで何度も言わせてもらっていますが、国の制度創設が必要だということは、言い続けてまいりました。先ほど、町長の答弁もありますように、古賀市が入院通院とも18歳まで、完全無料と、本年4月から実施されております。また、新宮町が本年4月から助成費を18歳まで拡大、入院は自己負担が一月500円ですね。久山町も古賀市新宮に次いで3番目に名乗りあげられた。令和7年4月1日から医療費助成を18歳まで拡大、そして通院は一月500円という内容であります。この議案は、45号、46号とも多少関連いたしますけども、西村町長の今回の姿勢、高く評価したいと思います。そうしたことを、これ以上にやっていくというのもまた一方じゃ、<sup>ほら</sup>孕んでいるんじゃないかと思えますから、ぜひ頑張っていたきたいなど、以上述べて賛成討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第44号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第45号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第45号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第45号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第46号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第46号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第46号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第47号 備品購入契約の締結について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第47号備品購入契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第47号備品購入契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第48号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第48号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第48号指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第49号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第49号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 指定管理者の制度の根拠というのは、地方自治法の第244条の2に、これは定められておるようでございます。それで、通常一般的に指定管理者のこの年数というのは、3年から5年ということで、同じように、こういった子育て支援施設、北九州市の例で言いましたら、今募集やっていますが5年ということになっております。ただ、これは、この年数というのは、自治体によって定められるというようなことを、知識のある方から教えてもらいましたが、久山町の場合今回まで10年、指定管理をやっていた。今後は5年ということで、本議案上がっていますが、これまで10年だった。この理由というのは何でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 福祉課長の方からご説明させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 今回の指定管理の分は保育施設でございますので、保育をやっている上では、短期間の年数では、運営、それから管理等が安定的にできないということから多分10年になっているかと思えます。以前の分はですね。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） もう少しちょっと細かいことを教えてください。細かいといいますがの

は、この10年の前、今徳峰会さんが前からやられていたと思うんですが、前も10年だったのか、ちょっとその辺、確認。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 開園当初から1期目も10年で、その後の2期目も10年ということになっていたと思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。開園当初の10年これは理解できます。町の都合で、やはりそれだけのスパンをもってやってもらおうと、その次、ですから、それまでが5年が普通じゃないですか。ようやく今回、通常どおりの5年になったんじゃないかと、というふうに理解しているんですが、今回何で10年かかったのかというのは、その辺はどうでしょうか。ここまで。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） もう一度すみません。もう一度質問よろしいですか。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 開園当初は10年のスパン、これは自治体の都合そしてじっくり保育の基本を作っていただくと理解できます。それは妥当だと思います。その次にまた10年やっている。これはなぜなのでしょう。やはりまだじっくりさらにやっていただきたいという思いがあったのでしょうか。その辺をちょっと答えていただきたい。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今ですね、逆に、10年やって次も10年ということで契約して、運営状況もいいということで、当時は契約をまた10年更新された。今回、それを5年に見直そうってなったのが今回に至ったということなので、以前の経営面からすると10年、最初の10年で次の10年もお任せしても大丈夫じゃないかということで10年となっていると思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第49号指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第50号 町道路線の変更について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第50号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第50号町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第51号 町道路線の認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第51号町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第51号町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第52号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第52号令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 第6号、子育て支援事業費のところでご質問します。

届出保育施設利用者助成金127万1,000円ということがあがっていますが、これについて、届出保育施設が保育料の値上げをしたので、3歳から5歳の負担が多くなっているということなんですけども、これは本来町立保育所の定員を増やして解決すべきだと思いますけども、施設の拡充や保育士の採用に係る経費と町民の不公平感に対する処置のバランスによる苦肉の策だというふうに考えますが、その導入に当たっての経緯とございますか、町長の考えについてお聞きしたいと思います。それが1点。

それから、助成金が町外の届出保育施設の利用者にも対象になるのか。対象になる場合では何人ぐらいおられるのかというのをお聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の方から経緯につきましてはご説明させていただき、2番目の町外の対象になりますがあと人数というのは課長の方から報告させていただきたいと思えます。

今ご質問にありました町の認可の関係は、確かに全ての希望者を入れられればそれが1番ベターだと思います。ただやはりこれから人口減少社会を迎える上で、町の施設を整備していくことに対しては、ある程度先を見越した限界というものがあります。そういう問題から、各自治体もやはり待機児童というのが絶えないという問題になっていると思います。その中でやはり働き方、それぞれ違いますので、預ける場所というのはやはりバリエーションがたくさんあった方がいいと思いますので、私は今回はやはり役割分担をしっかり保育所として町としてはおいているということが前提にあります。

その中で、やはり同じような条件の中で、申し込んだけど、認可に残念ながら入れなかった。そういう方に対して今回は、たまたまある一定の保育所の金額が上がりましたので、そこを埋めていくということはきっかけとしてありましたが、これは逆に言うと、あ

る意味私は全部の何名かのこれから人口が減るための認可保育所をつくって待機を作らないための整備を投資するよりも、公平だと思います。だからそういう形で、今回やるべきじゃないかと思い、こういう導入を今回考えました。

あと次の質問につきましては、福祉課長の方からご説明させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 現在、町外の届出保育施設に行かれている方でこの対象になる方は1名でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ということは、対象になるということによろしいですね。町外の施設は。

○議長（只松秀喜君） 福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 町外施設も対象と考えております。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第52号令和6年度久山町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第53号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第53号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第53号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第54号 久山町副町長の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第54号久山町副町長の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第54号久山町副町長の選任同意についてご説明いたします。

本案は、現在の佐伯久雄副町長の任期が令和6年12月31日をもって満了することに伴い、新たに副町長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回選任する方は中原三千代氏でございます。中原氏は昭和62年に本町職員として入庁し、行政事務担当部署を中心に職務に精励、平成29年8月から令和3年3月まで議会事務局局長、令和3年4月から令和5年3月まで経営デザイン課長として政策の推進に尽力していただきました。今後も豊富な行政経験と知識で本町の行政を推進していただけるものと確信いたしております。

経歴等詳細については、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第54号久山町副町長の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第54号久山町副町長の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（只松秀喜君） ここでお諮りします。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和6年第5回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時23分